

# 受動喫煙防止ガイドライン

令和4年3月1日  
公益社団法人 日本スポーツチャンバラ協会

## 1 目的

このガイドラインは、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の規定及び健康増進という当協会の社会的役割に基づき、たばこの煙による悪影響からすべての選手ならびにその他の大会関係者の健康を守ることを大会等主催者の責務と考え、ガイドラインを明らかにすることで受動喫煙防止を推進し、使用施設の理解と協力のもと安全で快適な利用環境を提供することを目的とする。

## 2 定義

### （1）たばこ

たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3項に規定する製造たばこ又は同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品で喫煙用のもの（紙巻きたばこ、葉巻、加熱式たばこなど）

### （2）受動喫煙

喫煙者が吸っている煙だけではなく、たばこから立ち昇る煙や喫煙者が吐き出す煙、たばこを消した後の残留物にも有害物質が含まれている。本人は喫煙しなくても、意図せず身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうことやたばこを消した後の残留物の有害物質を吸入してしまうこと。

### （3）大会等主催者

当協会、ならびに当協会に加盟し各大会・講習会等を主催する団体。

### （4）敷地内禁煙

大会等会場を構成する建物及び駐車場等を含む敷地における喫煙を全面的に禁止すること。路上など敷地外周辺においても通行者や周辺住民の迷惑になる喫煙は控えるものとする。

## 3 受動喫煙防止対策

（1）大会等主催者は、受動喫煙防止対策について掲示物、ホームページ等により周知するものとし、理解と協力を求めるものとする。

（2）大会等主催者は、その主催する大会・講習会等において使用する体育館・武道館等において、関係団体等と連携し、受動喫煙防止や喫煙マナー向上、禁煙推進にかかる啓発活動を実施するものとする。

## 4 専用喫煙場所以外での喫煙の禁止

大会等主催者は、その主催する大会・講習会等において使用する体育館・武道館等に、十分な換気設備を備えた専用の喫煙場所が附設された場合を除き、同体育館・武道館等の敷地内におけるすべて喫煙を禁止・防止する義務を負う。その理由は下記の通りである。

- (1) 大会等主催者が主催する大会・講習会等の参加者が、意図せずたばこによる副流煙や有害物質を吸入してしまう受動喫煙を防止するため。
- (2) 同参加者が、歩きたばこ等による火傷被害等を負うことを防止するため。
- (3) 近隣住宅や施設建物内への煙の流入を防止するため。
- (4) たばこのポイ捨てによる火災を防止するため。
- (5) 非喫煙者と喫煙者とのトラブルを未然に防止するため。

## 5 ガイドラインの推進

- (1) このガイドラインを推進するため、大会等主催者は必要な周知を図るものとする。
- (2) このガイドラインを推進するにあたり、大会等主催者は、官公庁その他関係団体と連携を図るものとする。

## 6 実施時期

このガイドラインは、令和4年4月1日より実施する。